



平成29年6月1日現在の秋田市の人口(平成27年国勢調査の結果を反映した数値)

●人口▶311,834人(-118)…男▶146,968人(-56) 女▶164,866人(-62)

5月分 出生▶152人 死亡▶316人 転入▶502人 転出▶456人

●世帯▶136,151世帯(+94)

●1年前の人口▶314,395人 ()内は前月比



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

児童手当現況届の提出はお早めに

児童手当の現況届をまだ提出していないかたは、早めに提出してください。公務員は職場での手続きになります。

受付窓口▶子ども総務課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ 子ども総務課

☎(888)5689

自己負担分が軽減される福祉医療費受給者証の申請を忘れずに

下記の①か②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分(1〜3割)が助成されます。

◆申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は、子ども

も総務課(市役所2階)

☎(888)5691

FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度は、障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663

FAX(888)5664

*①②とも各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SCでも受け付けます。

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

2〜6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり

小・中学生▶入院・通院ともに所得制限あり

*お子さんが1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。

*医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。

所得制限があります。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象
重度障がい児(者)▶身体障害者手

帳1〜3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限があります

高齡身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。所得制限があります。社会保険本人(※)は該当しません

※秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齡者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと

■更新申請書を送付しました

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成29年7月31日までのかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。

申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封)。

■新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合の申し込みは、「乳幼児・小中学生」が7月10日(月)から、それ以外を対象が7月18日(火)から、上記の子ども総務課または障がい福祉課で受け付けます。

*平成28年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は受給者証が交付される場合があります。

*ひとり親家庭のかたで、「乳幼児・小中学生」の福祉医療制度(対象区分および負担者番号)の上2桁が「74」をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替ええる場合があります。

屋外広告物条例改正案へのご意見を募集

屋外広告物条例の改正案にご意見をお寄せください。申請の際、設置者に安全点検結果の報告を義務付けることなどを追加しようとするものです。

ご意見は、資料閲覧場所にある用紙に記入し、回収箱へ投函するか、郵便、FAX、Eメールのいずれかでお送りください。なお、いただいたご意見は、個人情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

意見募集期間▶7月7日(金)から8月7日(月)まで

資料閲覧場所▶都市計画課(市役所4階。同課ホームページでも)市民の座(市役所1階)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC

意見提出先▶

〒010-8560 都市計画課

FAX(888)57633

Eメール no-urim@city.akita.akita.jp

問い合わせ▶☎(888)5764